

平成25年度の資格審査申請時より、水道施設工事の登録条件が変わります。

平成25・26年度花巻市営建設工事請負資格審査申請手続(平成25年2月予定)の留意点

(留意点)

平成25・26年度花巻市営建設工事請負資格審査申請において、水道施設工事に登録を希望される場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経営事項審査」と言います。)において、水道施設工事の欄に完成工事高及び総合評定値が記載されていることを条件いたします。

これまでは、経営事項審査の完成工事高において、土木一式工事、管設備工事に水道施設工事が合算されている場合には、市において分割計算を行い、水道施設工事の完成工事高及び総合評定値としておりましたが、平成25・26年度からの申請からは、分割計算は行いませんので、経営事項審査を受ける際には十分にご留意願います。

また、同様に、経営事項審査の水道施設工事からの土木一式工事及び管設備工事への分割計算も行いませんので、ご留意願います。

なお、平成23年2月に予定している「平成23・24年度花巻市営建設工事請負資格審査申請」は、従来どおりに分割計算を行いますが、「平成25・26年度花巻市営建設工事請負資格審査申請」には、経営事項審査の完成工事高及び総合評定値を基準としますので、十分ご留意願います。